

秋季全国火災予防運動

平成 25 年度全国統一防火標語

「消すまでは 心の警報 ONのまま」

11月9日(土)から15日(金)までの7日間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。これは火災が発生しやすい季節を迎えるに当たり、市民の皆さん一人ひとりに火災予防に対する認識を深めていただき、尊い生命や大切な財産を火災から守るための運動です。

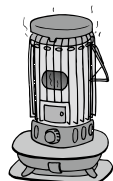
日ごろから次の7つのポイント(3つの習慣・4つの対策)を実践し、外出時や寝る前にはもう一度火の元を確認しましょう。また、万一火災が発生したときは、小さな被害で食い止められるように心掛けてください。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント **3つの習慣・4つの対策**

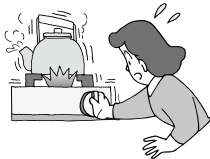
3つの習慣



寝たばこは、絶対やめる。



ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。



ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策



逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置する。



火災を小さいうちに消すため、住宅用消火器などを設置する。



寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐため、防炎品を使用する。



お年寄りや体の不自由な人を守るため、隣近所の協力体制をつくる。

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550-2121

下水道に油を流さないで

最近、下水道管への油などの流出による事故が多発しています。下水道管に流入した油などは、冷えて固まり、詰まりや悪臭の原因となるだけでなく、下水処理の機能低下など広い区域に多大な悪影響を与えることとなります。これらの事故が発生した場合、下水道管に流出した油などの除去・処理は、原因者の負担となり多額の費用を要します。

下水道管への油などの排出をなくし、清潔で快適な住環境を支えるために、次のことを守ってください。

各家庭へのお願い

- ・使い切る……残った油はこし器に移し、炒め物などで使い切りましょう。
- ・ふき取る……鍋や皿に付いた油汚れはふき取ってから洗いましょう。
- ・吸い取る……使えなくなった古い油は、新聞紙などで吸い取り、燃えるごみで出してください。
- ・リサイクル……家庭からの廃食用油は環境課へ直接お持ちください。バイオディーゼル燃料に精製されます。

飲食店へのお願い

油の排水が多い飲食店などは、排水中の油やごみを分離、除去するための適切な容量のグリーストラップ(排水中の油やごみを分離・貯留する装置)を設置しなければなりません。また、グリーストラップの清掃など適切な管理をお願いします。

▶問い合わせ 下水道課普及促進担当 ☎564-0303(前谷1-1・水道庁舎内)

住宅用火災警報器取り付け、その後は

Q1 住宅用火災警報器が鳴ったときはどうするの?



A1 【火災のとき】

- ・火元を確認し、可能であれば初期消火を行ってください。
- ・火が消えなければ速やかに避難してください。
- ・忘れずに119番通報をしてください。

【火災ではないとき】

- ・異常がないか周囲をもう一度確認しましょう。
 - ・「異常停止ボタン」や「引きひも」で警報音を止め、室内の換気を行いましょう。
- ※調理時の煙や湯気、くん煙式殺虫剤の使用などで警報が鳴ることがあります。

Q2 住宅用火災警報器の日ごろの点検・お手入れは?

A2 【点検方法】

- ・1カ月に1回程度、作動点検をしましょう。
- ・「警報停止ボタン」や「引きひも」で点検を行いましょう。

【お手入れ】

- ・ほこりやクモの巣などが付くと、火災の煙を感知しにくくなります。
- ・1年に1回程度は、乾いた布でふき取りましょう。

▶問い合わせ 消防本部予防課 ☎550-2121

人事行政の運営状況を公表します

市の人事行政の運営等の状況(給与公表に関する部分を除く)について、概要を公表します。なお、詳細な内容は市ホームページおよび市役所内市政情報コーナーで閲覧できます。

1 職員の任免および職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(H24.4.1~H25.3.31)

一般事務職	建築技術職	電気技術職	社会福祉士	保健師	消防職	教育職(指導主事)	市費負担教職員	計
17人	2人	1人	1人	1人	5人	3人	18人	48人

(2) 職員の退職状況(H24.4.1~H25.3.31)

定年退職	勲奨退職	普通退職	その他(死亡、免職、失職、任期付)	計
18人	1人	2人	23人	44人

2 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(標準的なもの)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	正午~午後1時

(2) 年次有給休暇の取得状況(一般職員)

	平成24年	平成23年	対前年増減
平均取得日数	6.7日	6.0日	0.7日

※期間は各年1月1日から12月31日までの1年間です。

(3) 病気休暇、介護休暇および組合休暇の取得状況(H24.4.1~H25.3.31)

病気休暇	介護休暇	組合休暇
26人	0人	0人

(4) 育児休業などの取得状況(H24.4.1~H25.3.31)

休業の種類 休業者の内訳	育児休業		育児短時間勤務		部分休業	
	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規	うち新規
取得者合計	13人	9人	1人	1人	5人	3人
うち女性	13人	9人	1人	1人	5人	3人
男性	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(5) 時間外勤務の状況(H24.4.1~H25.3.31)

職員1人当たりの月平均時間外勤務時間数	5.7時間
---------------------	-------

3 職員の分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況(H24.4.1~H25.3.31)

区分	降任	免職	休職	降給
勤務成績が良くない場合	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合	0人	0人	4人	0人
職に必要な適格性を欠く場合	0人	0人	0人	0人
職制等の改廃などにより過員を生じた場合	0人	0人	0人	0人
刑事事件に関し起訴された場合	0人	0人	0人	0人
条例で定める事由による場合	0人	0人	0人	0人

(2) 懲戒処分の状況(H24.4.1~H25.3.31)

区分	戒告	減給	停職	免職
法令に違反した場合	0人	2人	0人	0人
職務上の義務に違反しまたは職務を怠った場合	0人	0人	0人	0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0人	1人	0人	0人

4 職員のサービスの状況

営利企業等従事の許可状況(H24.4.1~H25.3.31)

営利企業等の従事の内容	許可件数	摘要
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員などの地位を兼ねる場合	該当なし	—
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	該当なし	—
報酬を得て事業または事務に従事する場合	該当なし	—

5 職員の研修および勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況(H24.4.1~H25.3.31)

研修区分	研修内容・派遣先など(カッコ内は修了者数)
一般研修(市単独)	・新規採用職員研修(49人)・監督職員研修(24人)・課長級研修(26人)・臨時職員研修(32人)
一般研修(四市共同)(行田・加須・羽生・鴻巣)	・初級職員研修(10人)・中級職員研修(17人)・上級職員研修(24人)・法制執務研修(20人)・監督者研修(25人)
特別研修	・考課者研修(81人)・人事考課制度研修(402人)・接遇研修(53人)・公務員倫理研修(55人)・おもてなし研修(83人)・救急応急処置研修(95人)・職員交通安全研修(406人)・ハラスメント研修(327人)・ワークライフバランス研修(38人)・効率的な仕事の進め方研修(32人)・人権問題研修会(299人)・アサーティブコミュニケーション研修(40人)
自己啓発促進	・通信教育講座(14人)
派遣研修	・自治大学校(2人)・市町村アカデミー(8人)・自治人材開発センター(106人)・民間企業派遣研修(1人)・講師養成研修(5人)・人づくりセミナー(4人)・政策課題共同研究(1人)・政策研究発表会(4人)・全国地域リーダー養成塾修了者研修会(1人)・防火管理講習(9人)・衛生推進者講習(4人)・その他各種研修会(7人)

(2) 勤務成績の評定の状況(H24.4.1~H25.3.31)

対象職員	一般職(教育長、臨時・非常勤職員を除く)全職員
評価回数	年2回
活用方法	勤勉手当、昇給

6 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 健康診断の状況(H24.4.1~H25.3.31)

区分	受診者	受診率	区分	人数
定期健康診断	425人	78.7%	公務災害	2人
胃がん検診	94人	17.4%	通勤災害	2人
大腸がん検診	128人	23.7%		

7 勤務条件に関する措置の要求の状況(H24.4.1~H25.3.31)

該当なし

8 不利益処分に関する不服申立ての状況(H24.4.1~H25.3.31)

該当なし

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)